

羽生市立小・中学生の保護者の皆様へ

羽生市教育委員会

令和5年度「就学援助費支給制度」のお知らせ

1. 就学援助費支給制度

経済的な理由により就学が困難と認められる市内小・中学校に在籍している児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部について援助を行っております。

就学援助費の受給申請は毎年度必要です。現在認定されていても、引続き次年度の受給を希望する方は必ず申請書を提出してください。

申請期限：令和5年4月28日（金）

2. 援助の対象となる方

要保護者：生活保護法における要保護者である方

準要保護者：（1）令和4年中の同一生計**世帯全員の所得が、生活保護基準の1.5倍以下**である方
（2）次のいずれかの措置を受けた方

①市民税の非課税又は減免	②固定資産税の減免	③国民年金保険料の減免
④国民健康保険税の減免	⑤児童扶養手当の支給	⑥生活保護の停止又は廃止

ただし、令和4年度分までの市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）の滞納がある場合は、認定できません。

3. 就学援助費支給額

（1）支給額 ※令和4年度の費目・金額。令和5年度分では変更となることがあります。

支給費目	就学援助費（年額）		令和5年度 支給予定時期
	小学校	中学校	
学用品費・通学用品費	1年生 11,630円	1年生 22,730円	7月・12月・3月
	2~6年生 13,900円	2~3年生 25,000円	
校外活動費	校外活動に必要な交通費・見学費		12月又は3月
宿泊なし（遠足・社会科見学）	限度額 1,600円	限度額 2,310円	
宿泊あり（林間・スキー学校）	// 3,690円	// 6,210円	
新入学児童生徒学用品費	1年生 54,060円	1年生 60,000円	7月 <small>（※前年度に入学前支給を受けている場合は支給しない）</small>
修学旅行費	実費相当額（交通費・宿泊費・見学料等）		12月又は3月
	限度額 22,690円	限度額 60,910円	
医療費	治療に要した費用（学校保健安全法第24条の規定による疾病）		※要保護認定者のみ （医療機関に振込）
学校給食費	実費分		7月・12月・3月
スキー用具借上料	—	1年生 5,700円	3月
生徒会費	—	限度額 2,400円	3月
卒業アルバム代等	6年生 11,000円	3年生 8,800円	3月
オンライン学習通信費	14,000円	14,000円	7月・12月・3月

※要保護者には、修学旅行費とスキー用具借上料及び医療費（医療機関に振込）のみ支給されます。

(2) 支給方法

支給額を3期に分け、第1期(4~7月分)は7月、第2期(8~11月分)は12月、第3期(12~3月分)は3月に、各申請者の学校に登録してある学級費の引落しを行う口座へ振り込みます。そのため、教育委員会から学校へ口座情報を照会しますので御了承ください。

ただし、学校に納めるべき費用について未納がある場合は、学校の口座へ振り込みます。(就学援助費の受領の権限、事務を児童生徒の在籍する学校の校長に委任していただきます。)

4. 申請手続き

援助を希望する方は、**要保護者、準要保護者ともに毎年度申請が必要です。**

(1) 申請期限 **令和5年4月28日(金)まで**

(2) 申請先 羽生市教育委員会 教育総務課(羽生市役所3階)

※学校を経由せず直接提出

(3) 提出書類 **就学援助費受給申請書(令和5年度用)**

※同じ学校に複数の児童生徒がいる場合は1枚の申請書で、小・中学校にそれぞれ児童生徒がいる場合は2枚の申請書となります。

※世帯全員のマイナンバーの記入が必要です。

※申請者以外の方が申請書を提出する場合は、委任状を提出してください。

※新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた方も、その他の費用の支給を希望する場合は申請が必要です。

(4) 確認書類 申請書を提出する際に御持参ください。

①世帯全員のマイナンバーカード又は通知カード

②本人確認書類 運転免許証等の身分証明書

※申請者以外が提出する場合は、代理の方の本人確認を行います。

(5) その他 令和5年1月2日以降に市外より羽生市へ転入した方は(準要保護者のみ)、前住所地にて前年の収入状況が分かる書類を取得し提出してください。(令和5年度課税証明書等)

※申請期限を過ぎた場合は、申請書を提出した月の翌月分からは支給の対象になります。申請日からさかのぼっての支給はいたしません。

※生活状況の急変等によりお困りの場合は、年度途中でも申請ができます。

5. 認定審査担当者

■要保護者：生活保護の受給状況を社会福祉課に照会します。

■準要保護者：前年の所得が確定される6月に認定審査を行います。

(1) 審査に必要な同一生計世帯全員の前年所得、住民基本台帳、市民税課税台帳、児童扶養手当受給状況等の確認をします。

(2) 収入の有無にかかわらず、世帯全員(被扶養者を除く)の前年分の住民税等の申告を済ませておいてください。未申告の場合は認定審査ができません。

(3) 審査の結果、申請内容に虚偽等が認められる場合は、申請は無効となります。

(4) 審査の結果(認定・不認定)通知は7月中に申請者宛に郵送します。

(5) 児童生徒の在籍の有無、校外学習の参加状況等を確認する必要があるため、認定結果は学校へ連絡します。

◎認定の目安（参考 令和4年度実績）

審査に用いる所得は、前年1年間（令和4年1月1日から同年12月31日まで）の同一生計世帯の家族全員の年間総所得金額（※）を合計した額です。家族構成や年齢等により認定基準額が変わりますので目安としてお考えください。

（例）	家族構成	同一生計世帯の年間総所得金額の合計
2人家族	父又は母（38歳）子（10歳）	220万円以下
3人家族	父（42歳）母（40歳）子（11歳）	280万円以下
4人家族	父（44歳）母（42歳）子（16歳）子（13歳）	350万円以下
5人家族	祖父（71歳）祖母（67歳）母（43歳）子（14歳）子（10歳）	420万円以下

（※）年間総所得金額とは、おおよそ次の算出になります（給与所得のみの場合）

「給与所得控除後の金額」－（「社会保険料の控除額」＋「生命保険料の控除額」＋「地震保険料の控除額」）

「自身が認定要件に該当するか」「仕事帰りに申請できるか」など、御不明な点はお問い合わせください。

【御 注 意】

- ・特別支援学級に在籍している児童生徒についても、世帯の所得によっては、特別支援教育就学奨励費より就学援助費の支給額の方が多くなることもあるため、申請を御検討ください。
- ・生活状況の好転等、認定条件から外れることとなった場合は、就学援助費の支給を停止します。
- ・転居や世帯構成員の異動（転入・転出）等、申請内容に変更が生じた場合は届け出が必要です。
- ・年度途中で認定要件から外れた場合等、既に支給した就学援助費を返還していただくことがあります。



就学援助費の受給申請は毎年度必要です。
受給を希望する方は必ず申請書を提出してください。
御不明な点はお気軽にお問い合わせください。



「就学援助費支給制度」
羽生市ホームページ



【お問い合わせ】
羽生市教育委員会 教育総務課
Tel：048-561-1121（内線 303）